

## ○経営事項審査とは

経営事項審査とは、国や地方公共団体等が発注する公共工事を直接請け負おうとする建設業許可業者が必ず受けなければならない審査です。（建設業法第27条の23）

公共事業を発注する官公庁では、競争入札に参加しようとする建設業者についての資格審査を行います。資格審査の項目としては、客観的事項と主観的事項があり、審査結果は点数化されて順位付けや格付けに利用されます。

この客観的事項の審査が「経営事項審査」で、建設業者の施行能力や経営状況等を客観的な指標によって評価する制度です。

## ○経営事項審査申請の方法

経営事項審査を申請する場合は、まず経営状況分析申請書を国土交通省へ登録している経営状況分析機関に提出して経営状況分析を行わなければなりません。その後、群馬県に経営事項審査申請書を提出することになります。

経営事項審査を申請するには建設業の許可を受けている必要があります。申請中でも許可がおりていなければその業種について申請することはできません。また、直前の決算日を審査基準日とするため、新たな決算日を迎える日以前に申請していることが必要です。

## ○経営事項審査申請の時期

申請は随時受けられますが、公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、発注者と請負契約を締結する日の1年7月前の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければなりません。（建設業法施行規則第18条の2）

つまり、経営事項審査を受審しても、審査基準日から1年7月を経過すると公共工事の発注者と直接請負契約を締結することができなくなるため、毎年公共工事を請け負おうする場合は、有効期間が切れ目なく継続するよう、毎年営業年度終了後、決算が確定したら速やかに手続きを行い、経営事項審査の結果通知を受けておく必要があります。

### 決算月ごとの有効期限

決算月	経営審査の申請月	経審の結果到着予定	前回の経審結果の有効期限
1月	5月	6月末	8月
2月	6月	7月末	9月
3月	7月	8月末	10月
4月	8月	9月末	11月
5月	9月	10月末	12月
6月	10月	11月末	翌年1月
7月	11月	12月末	翌年2月
8月	12月	翌年1月末	翌年3月
9月	翌年1月	翌年2月末	翌年4月
10月	翌年2月	翌年3月末	翌年5月
11月	翌年3月	翌年4月末	翌年6月
12月	翌年4月	翌年5月末	翌年7月

※申請は決算日から5ヶ月以内に行ってください。経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の発送は、申請受理後1か月程度要します。